

# 三田地区住民自治協議会規約

平成29年度改正版

## 第 1 章 総 則

### (目的)

第 1 条 住民相互の連帯を深め、住民の創意工夫と責任のもと、住みよい三田地区を形成して行くことを目的とする。

### (名称)

第 2 条 この会を三田地区住民自治協議会(以下「協議会」という。)と称する。

### (事務所の位置)

第 3 条 協議会の事務処理を行うため、事務局を次のとおり置く。  
伊賀市三田986番地の1 三田地区市民センター

### (活動の範囲)

第 4 条 協議会の活動範囲は、三田地域内とする。ただし 他の協議会と協力連携して活動する場合はこの限りではない。

### (事業)

第 5 条 協議会は第1条の目的を達成するために次に掲げる事業を行う。

- (1) 生活安全・環境保全活動
- (2) 教育文化・人権啓発・福祉活動
- (3) 保健・体育活動
- (4) 農業・産業振興活動
- (5) 自治会連絡会活動
- (6) その他目的達成のために必要な事業

## 第 2 章 組 織

### (会 員)

第 6 条 協議会の会員は次に掲げるとおりとする。

- (1) 三田地域に居住する住民
- (2) 三田の住民で活動する自治会、団体
- (3) 三田地域に住所地を置く事業所
- (4) その他会長が必要と認める者

### (役 員)

第 7 条 協議会に次の役員を置く

会 長	1 名
副 会 長	1 名
理 事	4 名
副 理 事	6 名
会 計	1 名
監 事	2 名
事務局長	1 名

- 2 会長・副会長・理事・副理事、及び監事は総会において選出する。
- 3 会計及び事務局長は、総会の同意を得て会長が任命する。
- 4 本会に顧問を置くことができる。顧問は役員会で承認を得て、会長が任命する

ものとする。

(役員職務)

第8条 協議会の役員職務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- (3) 理事・副理事は、運営委員会に諮る事案を調整・検討する。
- (4) 理事・副理事は、担当部会に参画する。
- (5) 会計は、協議会の会計事務を処理する。
- (6) 監事は、協議会の会計及び事業の執行状況を監査し、総会に監査報告を行う。
- (7) 事務局長は、協議会事務を総括する。
- (8) 顧問は、協議会業務について助言をすることができる。

(役員任期)

第9条 前条の役員任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 補欠により選出された役員任期は、前任者の残任期間とする。

第3章 会 議

(会議)

第10条 協議会の会議は、総会、役員会、運営委員会及び部会(以下「会議」という)とする

- 2 その他、会議についての詳細は別に定める。

(会議開催及び運営)

第11条 会議は過半数以上の委員の出席がなければ開催できない。

- 2 会議は原則公開とする。
- 3 会議を開催するにあたっては、開催日時、場所・議題について、事前に周知する。
- 4 会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長又は部会長の決するところによる。

(総会)

第12条 総会は、役員、運営委員会委員及び部会委員をもって構成する。

- 2 総会は、毎年1回、定期総会を開催するほか、会長が必要と認めた場合、又は委員の3分の1以上の請求があった場合は、臨時総会を開催することができる。
- 3 総会は会長が招集する。
- 4 総会の議長は、その総会において、出席者の中から選出する。
- 5 総会は、次の事項を決定する。
  - (1) 地域まちづくりに関する計画の策定。
  - (2) 会長、副会長、理事、副理事、監事の選出及び会計、事務局長の任命同意。
  - (3) 協議会の事業計画、予算、決算に関すること。
  - (4) 規約の改廃。
  - (5) その他、重要事項に関すること。

(役員会)

- 第13条 役員会は、会長、副会長、理事、副理事、及び事務局長で構成する。
- 2 役員会は、協議会の運営全般に関する事項及び運営委員会において諮るべき事項について審議する。
  - 3 役員会は、会長が招集し議長となる。
  - 4 会長は、必要があると認めるときは、役員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(総務会)

- 第14条 総務会は、会長、副会長、事務局長で構成する。
- 2 総務会は、協議会全般に関する事項において協議する。
  - 3 総務会は、会長が必要と認めるとき、随時招集し開催する。

(運営委員会)

- 第15条 運営委員会は、会長・副会長・理事・部会長・副部会長により構成する。
- 2 運営委員会は、総会において諮るべき事項及び協議会の運営に関する事項を審議決定する。
  - 3 運営委員会は、会長が招集する。
  - 4 会長は運営委員会の議長となる。
  - 5 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の顧問、見識者を出席させ意見を求めることができる。

(部 会)

- 第16条 総会及び運営委員会で決定された方針に基づく施策を実施するため、協議会に部会を置く。
- 2 部会は 次のとおりとする。
    - (1) 生活環境部会
    - (2) 教育文化部会
    - (3) 社会福祉部会
    - (4) 保健体育部会
    - (5) 農業産業部会
    - (6) 自治会連絡部会
  - 3 部会員の選任は、会員の中から会長が行う。
  - 4 部会には、部会長及び副部会長を置く。  
会長は、必要があるときは部会に精通した部会相談役を置くことができる。
  - 5 部会長、副部会長は、部会員の中から選出する。ただし、部会長または副部会長は、副理事から選出する。
  - 6 部会長は、部会を代表し会務を掌握する。
  - 7 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代行する。
  - 8 部会長は、必要があると認めるときは、部会員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。
  - 9 部会長は必要により会長の承認を得て実行チームを編成することができる。

(部会間の調整)

- 第17条 部会間の調整は運営委員会があたることとする。ただし部会相互の協議により協力する場合はこの限りではない。

## 第4章 協定業務

(市及び社会福祉協議会との協定を締結した業務及び賛同協力業務)

- 第18条 市と社会福祉協議会との協定締結による業務及び賛同協力業務は、下記の通りで、協議会は責任をもって行う。
- 2 必ず行う業務（必須業務）及び賛同協力業務は、自治会連絡部会において行い、業務は別に定める。
  - 3 選択業務は、地域の自主性を尊重し地域の主体や個性を活かす業務について、協議会が伊賀市から受託し、自治会連絡会が実施する業務。

## 第5章 財務

(会計)

- 第19条 協議会の運営等に要する経費は会費、負担金、交付金及びその他の収入を持って充てる。
- 2 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(会費)

- 第20条 会費は、総会で定めた金額とする。

## 第6章 その他

- 第21条 この規約を改正しようとするときは、総会において過半数の同意を得なければならない。

(解散)

- 第22条 協議会の解散については、総会において出席者の4分の3以上の賛成を得なければならない。

(規則等への委任)

- 第23条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は会長が運営員会に諮り別に定める。

- 附則 ①この規約は、平成17年7月9日から施行する
- ②平成18年 4月30日改正
  - ③平成19年 4月21日改正
  - ④平成21年 5月31日改正
  - ⑤平成23年 5月28日改正
  - ⑥平成27年 4月19日改正
  - ⑦平成29年 4月23日改正

別表 (18条の2 関係業務)

伊賀市との協定業務

【委員等の推薦・選任】

- (1) 統計調査員の推薦
- (2) ごみ減量・リサイクル等推進委員会の委員推薦
- (3) 民生委員児童委員・主任児童委員の推薦
- (4) 投票立会人の推薦
- (5) スポーツ推進委員の推薦
- (6) 農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の推薦
- (7) その他市が定める各種審議会・委員会等の委員の推薦

【協力・配布・回覧・周知等】

(8) 行政連絡事務への協力

- ①市が発行する広報紙の配付・回覧
- ②市が企画・発行する又は市の所管課が認めたチラシ、ポスター等の方法物の配付回覧・掲示
- ③市議会が発行する広報紙の配付・回覧
- ④市民の文化・教育・福祉等の増進に資することを達成するための情報発信事業として市の所管課が認めた広報紙の配布・回覧
- ⑤市が後援、共催する事業で、市の担当者が必要と認めた広報物の配付・回覧
- ⑥国・県などの公共機関が発行するもので、市の担当者が必要と認めた広報物の配布・回覧
- ⑦所管の警察署及び派出所、駐在所が発行する広報紙の配付・回覧
- ⑧工事による道路の通行止めや危険防止、工事説明会等の協力・周知等
- ⑨行政が主体となって行う、各種事業・啓発事業等への協力

【協議・調査報告等】

(9) 選挙関係の協議等

- (10) 「農業従事日数等の登載について」の配付・改修等
- (11) 地域内の調査事務(要望・提案・調査等の事務)

伊賀市社協との協定業務

【募金等】

- (1) 日本赤十字社の社資募集(募金の集金)
- (2) 社会を明るくする運動「愛の資金」(募金の集金)
- (3) 社会福祉協議会
  - ①社協会費(会費と募集の徴収)
  - ②赤い羽根募金(募金徴収)
  - ③歳末たすけあい募金(募金の徴収)

